



動物用医薬品

承認指令書番号 26動薬第2315号

カーバメイト系殺虫剤

指定医薬品 劇薬

ボルホ®50%

2016年12月改訂

貯法

しゃ光した気密容器

【成分及び分量】

品名	ボルホ・50%
有効成分	プロボクスル
含量	本品100g中、プロボクスル50.0gを含有する。

【効能又は効果】

- (1)家畜・家禽の外部寄生虫の駆除
 牛：マダニ、カイセン虫、ノサシバエ、アブ、シラミ、ハジラミ
 豚：カイセン虫
 鶏：ワクモ、トリサシダニ、ハジラミ
 犬：カイセン虫、ノミ
- (2)畜・鶏舎内及びその周辺の衛生害虫（ハエ・カの成虫、ワクモ及びゴキブリ）の駆除

【用法及び用量】

- (1)外部寄生虫の寄生の甚しい家畜・家禽に対し、プロボクスルとして0.1～0.25%となる水希釈液を直接噴霧する。
 休業期間：本剤投与後、下記の期間は食用に供する目的で出荷等を行わないこと。
 牛：4日間
 豚：4日間
 鶏：34日間
- (2)畜・鶏舎内及びその周辺の衛生害虫の発生又は生息する場所にプロボクスルとして0.1～0.25%となる水希釈液を、適宜虫体に直接噴霧するか、又は1㎡につき500～1,000mLを残留噴霧する。

【使用上の注意】

(基本的事項)

1. 守らなければならないこと

(一般的注意)

- 本剤は効能・効果において定められた目的のみ使用すること。
- 本剤は定められた用法・用量を厳守すること。
- 本剤投与後、下記の期間は食用に供する目的で出荷等を行わないこと。
牛：4日間、豚：4日間、鶏：34日間
- 本剤は獣医師の指導の下で使用すること。

(使用者に対する注意)

- なるべく身体の露出部を少なくして薬剤を浴びないようにするとともに、できるだけ吸い込まないように注意すること。特に天井等上部に向けて残留噴霧するときは、帽子、メガネ、マスク、手袋等を着用すること。なお、残留噴霧後は十分換気すること。

(対象動物に関する注意)

- 幼若及び病中、回復期の動物並びに産前・産後の動物に対する本剤の使用を避けること。
- 本剤は出産前後2週間以内の牛及び搾乳牛には使用しないこと。
- コリンエステラーゼ阻害作用があるので1週間以内に反復使用しないこと。

(取扱い及び廃棄に関する注意)

- 他の殺虫剤との併用は避けること。
- 噴霧に当たっては、かけむらのないよう噴霧すること。ただし、環境を汚染しないよう乱用を避けること。特に噴霧液が直接河川、湖沼、海域又は養殖池に流入するおそれのある場所では使用しないこと。
- 蜜蜂、蚕（桑）に被害を及ぼすおそれのあるところでは使用しないこと。
- 小分けしたり、水で希釈するときは、食品用の容器等、誤用のおそれのあるものを使用しないこと。

- 希釈に当たっては、初め少量の水でよく練ってから残量の水を加えて溶液とすること。この際、直接手指でかき混ぜるようなことはしないこと。また、アルカリ性の下では分解しやすいので、石鹼液等の混入を防ぐこと。
- 希釈した液は不安定なので、その都度必要量を調製し、また、直接、日光の下には放置しないこと。
- 家畜・家禽の飼料、飼料箱、飲水、飲水器、搾乳機械、卵等はあらかじめ他へ移すか、あるいは格納するなどの措置を施し、薬剤がかからないようにすること。採卵後又は給餌前に噴霧すること。
- 噴霧中はたびたび液をかき混ぜるか又は振とうさせ、均質な懸濁性を保つこと。
- 金属面にはサビを生じるおそれがあるので注意すること。
- 希釈又は散布（噴霧）に用いた器材は、石鹼水でよく洗い、特に噴霧器はよく手入れしておくこと。
- 本剤は劇薬であるので、取り扱いには十分注意し、他の医薬品、食品、飼料等と区別し、小児の手の届かない乾燥した冷暗所に保管すること。
- 使用後、残った薬剤は必ず保管場所に戻し、容器は封をしておくこと。
- 使用済みの容器は、地方公共団体条例等に従い処分すること。

2. 使用に際して気を付けること

(使用者に対する注意)

- アレルギー体質等で刺激を感じた場合には直ちに使用を中止すること。
- 万一、身体に異常を来した場合や誤って薬剤を飲み込んだ場合は、直ちにカーバメイト系の殺虫剤を使用した旨を医師に申し出て診察を受けること。
- 使用した後、あるいは皮膚に付いたときは、石けん水でよく洗い、水で十分うがいをする。なお、眼に入った場合は、直ちに水でよく洗い流すこと。

(対象動物に関する注意)

- 畜・鶏舎内の衛生害虫の駆除に用いる時は薬剤が畜・鶏体に直接かからないようにすること。
- 本剤の使用により産卵率が低下することがある。
- 副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。

薬剤使用量の目安

対象動物	牛	豚	鶏	畜・鶏舎の内外
量	3L/頭	1L/頭	50mL/羽	・虫体に直接噴霧 適宜 ・残留噴霧 500mL～1000mL/㎡

【プロボクスルとして0.1～0.25%（製品として500～200倍）水希釈液として】

【製品情報お問い合わせ先】

バイエル薬品株式会社 動物用薬品事業部
 〒100-8265 東京都千代田区丸の内1-6-5 丸の内北口ビル
 お問い合わせ先メールアドレス：bayer-ah.jp@bayer.com

®はドイツ・バイエル社登録商標

【製造販売元】

バイエル薬品株式会社

動物用薬品事業部
 東京都千代田区丸の内1-6-5
 www.bayer-ah.jp

Bayer

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所 (<http://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>) にも報告をお願いします。